

生活習慣病管理料 外来データ提出加算のお知らせ

10月より、「外来データ提出加算50点（月1回）」を生活習慣病管理料に加算し算定させていただきます。

この加算は、全国の医療機関が診療情報を提出・共有し、医療の質の向上や公平で効率的な医療提供体制の構築に役立てるために設けられた制度です。

医療の質の向上や医療費の抑制を目的として、診療報酬の請求状況など診療内容に関するデータを継続的に厚生労働省へ提出します。

何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

ときわ診療所